

審査基準・標準処理期間整理票

| | | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------|
| 処分の内容 | 再生水利用の承認 | | |
| 根拠法令及び条項 | 那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第5条 | | |
| 審査基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当) | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当) | | |
| 審査基準 | 【内容】 那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第8条 那覇市再生水利用下水道事業技術基準第3条～第5条 (別紙のとおり) | | |
| 審査基準 設定年月日 | 平成12年4月1日 | 審査基準 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 標準処理期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当) | | |
| 標準処理期間 設定年月日 | 平成27年2月1日 | 標準処理期間 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 上下水道局 料金サービス課 | | |
| 備考 | | | |

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程

第5条 利用申請者は、次の図書を添えた再生水利用申請書(第1号様式及び第1号様式の2)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。この場合において提出する部数は、4部とする。

- (1) 位置図(付近見取図)
- (2) 各階平面図
- (3) 給水設備、再生水利用設備・受水設備の系統図及び機器仕様書(設計図は、系統毎に着色し上水、再生水等を区別すること。)
- (4) 節水計画書(第2号様式から第4号様式まで。)。水量計算については、下記により算定するものとする。

イ 日最大、時間平均利用水量($m^3/日$ 、 $m^3/時間$)は、那覇市上下水道局再生水利用下水道事業技術基準(以下「技術基準」という。)第4条で定めた水量

ロ 日平均利用水量($m^3/日$)は、日最大利用水量 $\times 0.8 \times 0.5$

- (5) その他、管理者が特に必要と認める図書

2 利用申請者は、前項の事項を変更しようとするときは、速やかに届出書(第5号様式)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

(構造及び材質)

第8条 再生水利用設備及び受水設備の構造及び材質は、技術基準によるものとする。

2 管理者は、再生水利用設備及び受水設備の構造及び材質が技術基準に適合しないと認めるときは、再生水の供給を拒むことができる。

○那覇市再生水利用下水道事業技術基準

(再生水の給水方式)

第3条 再生水は水道水の給水系統と異なる独立した給水系統により給水するものとする。

(再生水受水タンク)

第4条 再生水受水タンクの有効容量は、再生水の利用量の時間変化に十分対応できる容量とする。

(再生水給水管等)

第5条 再生水給水管の材質は、再生水に対して十分な耐食性を有し、利用圧力に十分耐えうるものとする。

- 2 再生水給水管は、他の用途の管と接続してはならないものとする。
- 3 再生水給水管は、他の用途の管と識別できるように適切な方法で表示するものとする。
- 4 再生水給水管の起点には、メーターを設けるものとする